

第5回（平成30年度第1回）三重県障がい者差別解消支援協議会議事概要

日時：平成30年8月10日（金）13時30分から15時35分
場所：三重県身体障害者総合福祉センター大研修室

1 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例について

《事務局より、資料1から資料8に基づき説明》

《委員からの主な意見》

- (1) 難病の方は1万3,000人いるが、このような条例が出来たということについての周知については、どのような方法を考えているか教えて欲しい。
⇒（障がい福祉課）施行日である10月1日以降、県全体における啓発活動に取り組むこととし、平成31年4月1日からの相談員の設置、調整委員会の設置等の完全施行に向けて、本年度後半に重点的に周知をしていく。会議の場などを活用していきたい。
- (2) 現在は個人情報の扱いが厳しく、情報が個人に渡りにくい時代である。県広報も新聞折込みとなったが、新聞をとっていないと届かない。本当の当事者に浸透させることを考えた広報の仕方を示してもらいたい。
⇒（障がい福祉課）県広報の折込みに限らず、効果的な広報について工夫をしていきたい。
- (3) 相談員制度についてだが、以前は身体障害者相談員は県の管轄だったが、現在は市町の管轄となっている。そこで、この条例での相談員と市町の相談員との関係、住み分けはどうなるのか。
⇒（障がい福祉課）相談体制に関しては、障がい者差別に関する相談窓口は市町や各地の相談支援センター、事業所があり重層的となっている。最終的に市町等で解決が困難なものは県が受けて関係団体や関係省庁などにつないでいく。県としては、県が直接受ける相談とともに、市町の相談窓口のサポートも行うこととなる。
- (4) 相談対象事案についてだが、事業者側からすると、合理的配慮に関する様々な相談ができるということか。
⇒（障がい福祉課）事業者においてどのような合理的配慮の対応が必要かについて、事業者からの相談も受けさせていただく。障害者差別解消法が施行されて2年半が経過し、合理的配慮の事例の蓄積もあるので、それらにも照らしながら、相談員が相談を受けさせていただく。
- (5) 我々としては、民間の事業者への周知を率先してやっていきたいと思っている。障害者差別解消法もまだまだ知られておらず、我々も極力、講演の場などで話題とするようにしているところである。そういった際に渡せる、説明しやすい、わかりやすいリーフレットを作成してもらえるとよい。
⇒（障がい福祉課）リーフレットについては、本年度中に作成していく。
- (6) 条例の中に、投票の支援に関するところがあるが、選挙投票とはどの範囲のもの

をいうのか、投票方法だけのことか、選挙全体のことか、また、こういうものは、無償なのか、有償なのか。

- ⇒（障がい福祉課）選挙は地域連携部の所管となるが、逐条解説では、『「選挙人による投票を支援する制度」とは、「点字投票」のほか、「代理投票」、「郵便等による不在者投票」が想定されます。また、「障がい者が円滑に投票できるようにするための取組」とは、「投票所への移動支援」や「移動投票所」などの取組が想定されます。』となっている。
- (7) 投票所への移動については同行援護を使うが、有料の人がいる。投票の場合は、同行援護で自己負担があるという方でも有料にならないように、検討していただきたいと思う。
- (8) 先日、私たちの会の中で、選挙の時に、知的障がいの方たちでも顔写真を見ればこの人に投票したい、というのが分かるのにね、という話がでていた。今まで前例がないと思うが、候補者の顔写真が投票所に配布されるようなことができれば、と思うので、今後の検討課題としていただければありがたい。
- (9) 名張市でも平成28年4月に同様の条例が施行し、周知用リーフレットの作成や、区の依頼や人権関係のセミナーで話をしたりしている。毎年2月にはトーク&コンサートを実施している。相談員5名が活動しており、そちらに話をしてもらえると、行政にも声が届き、虐待や差別の事例があれば市の協議会上がってくる。近年は事業者、使用者による虐待事案が増えており、使用者の中でもなかなかまだご理解いただけていないところがあったりする。こういったところに関係者の協力も得ながら、障がい者差別解消について活動を広げさせてもらっている。
- (10) 27条の「就労の支援に係る情報の共有等」について、雇用主だけでなく、働く者の声も一緒に情報共有してもらえればと思う。逐条解説には、「その他関係団体」は労働者団体も想定しているとのことなので、そういった形で進めていただきたい。
- (11) 虐待については、障害者虐待防止法で、どこに相談をするか区分されているが、それぞれのところで最終的に解決しない場合は、この条例で県が対応するということになるのか。
- ⇒（障がい福祉課）虐待に関しては、障害者虐待防止法があるので、虐待防止法に基づき対応することとなる。今回の障がい者差別解消条例の中ではそういうことへの直接の言及はないが、逐条解説32頁の第25条での「障害福祉サービス事業に従事する人材の育成の支援」においては、従事者の資質をあげていくということと人材の確保という意味合いがある。今後、事業所に対して障がい者差別解消条例のアナウンスなどに取り組んでまいりたい。
- (12) 我々のセンターでは、虐待ではないか、という相談は窓口に入ってきており、市町と連携して動いている。差別ではないか、という相談は、窓口としては掲げているが29年度の実績としてはない。そう考えると例えば、市町の人権関係課の方にそのような相談は行っていると憶測ですが感じている。
- (13) この協議会に交通関係の事業者の方も委員に入れていただきたい。

2 相談事例等について

《事務局より、資料9から資料12に基づき説明》

《委員からの主な意見》

- (1) 資料11の事例8、セルフサービスのガソリンスタンドの事例について説明があったが、実際障がい者の方が困っていることであり、一度調べたことがある。例えば、2016年4月の出光さんのホームページでは「スタッフが給油をサポートします」というポスター掲示を促進します、とホームページで発信されている。また、あるスタンドでは、「お気軽にスタッフにお申し出ください」と掲示されている。本来、こういったことをしているスタンドがどこにあるのかを知りたい、どこにあるのかが分かるとありがたい、というのが私たちの思い。これを機会に、こういうサービスを事業所が自らされている、ということをご皆さんに知ってもらいたいと思い、資料をもってきた。
- (2) ガソリンスタンドの事業者協会があるので共有したい。
- (3) 看板などで、外から見たときにわかるとよい。観光客はどこにそんなガソリンスタンドがあるかわからない。
 - ⇒ (障がい福祉課) セルフサービスのガソリンスタンドでの給油については、経済産業省の対応指針でも言及があり、私どもとしましても、対応指針に書かれていることについて、必要に応じて石油業界の団体等へ案内をしたい。
 - ⇒ (名張市) 本日は行政として有り難い意見が出ている。名張市では手話言語条例もでき、合理的配慮のマップを作成しようとしている。また名張市役所にご意見等いただければ、参考にさせていただきたい。
- (4) ガソリンスタンドは運転席側とは逆に操作盤があり、車椅子の方だといちいち降りるわけにもいかず、難しいところがある。何かよい方法があればよい。
- (5) 自動車にそのような表示があれば店側でもわかりやすいということはある。対応はそれぞれの事業所の状況にもよる。
- (6) 名張市の合理的配慮マップについてですが、カードで支払いする際にサインでないと対応しない、というところがまだまだある。ここはカードが使えますよ、といったことについても案として、マップ作成の際に参考にしてもらえば。
- (7) 自分たちも情報発信では悩んでおり、例えば手話通訳ができる方がスタッフにみえるところのマップを作りたいと思うのだが、その人がそこに居なくなってしまうと、そのマップが使えなくなってしまう。
 - ⇒ (名張市) マップの作成にあたっては、定期的な見直しと、事業者から情報をもたえるコミュニケーションをとっていくことで対応していきたい。
- (8) 相談事例では教育関係の件数が多かったが、事例であがっていないものは上手く解決したものばかりなのか。
 - ⇒ (障がい福祉課) 相談に関しては、合理的配慮や不当な差別的取扱いに係るものの他に、要望や苦情といった内容のものもあり、すべてが解決、というものではないが、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供に関しては、一定の解決を図ってきたと考えている。なお、資料の事案については、代表的な事案という

ことで掲載している。

- (9) 件数は随分少ないと感じる。法律ができて、理解いただいているところはすごく理解が進んできたというところは感謝しているが、やはり、グループホームとかをしていると、知的障がいを持っている者が地元と交流していると本当にまだまだという感じを受けている。氷山の一角であると思う。本協議会のメンバーが発信していくことが必要である。

3 市町の体制整備の状況、県内の相談窓口について

《事務局より、資料 13 から資料 15 に基づき説明》

《委員からの主な意見》

- (1) 市町の協議会設置に向けて働きかけるとの説明があったが、市町の協議会設置は義務なのか、努力義務なのか。
- ⇒ (障がい福祉課) 障害者差別解消法上は努力義務である。当然のことながら、障がい者差別を解消するというネットワークにおいては、市町にもあるべきと考える。そのため、努力義務であるが、昨年度に引き続き、市町を訪問して設置を働きかけていきたい。
- (2) 子どもたちは、今は学校なり、先生なり、親なりに守られている状態なので、差別を受けているという感じは受けていないが、今後、卒業して社会に出て行くとなったときに、どういうトラブルなどに逢うか、というのは心配するところ。そういう中で、相談できる窓口ができているのはありがたいと思うが、どういう内容をどういうところへ相談したらよいか、子どもたち自体にも知っておいてもらいたい。教育を通して、こういったサポートがありますよ、といったことを先生方から話していただける機会があるとよい。
- (3) 就労のステージで使用者による虐待が多い。事業所等への労働関係機関からのアプローチの現状について教えてほしい。
- ⇒ (三重労働局) 労働関係ではハローワークが相談窓口となっている。労働関係の虐待事案については個々にさまざまな事案があり、個々の事案に応じて事業主への訪問、聞き取りを行って、改善してもらうように指導しているところである。
- (4) お願いになるが、虐待のケースの場合は、市町が虐待と認定しないとハローワークはなかなか動いてもらえないということがあるが、そこへ行く前の段階、虐待認定まではいかないが、明らかにパワハラではないか、と思われる段階で入っていただけたら、市町としてはありがたい。
- (5) 災害時の要支援者名簿について、緊急の場合の安否確認はあまり期待できないのかなという印象を持っているがどうか。
- ⇒ (障がい福祉課) おっしゃるとおり課題はたくさんあり、今回の災害での経験知を基に、防災担当としっかりと考えていかなければならないと思っている。
- ⇒ (警察本部) 人命救助というところは、装備の関係もあるのでどうしても自衛隊や消防に頼らざるを得ない部分がある。警察の職務としては避難誘導、これは警

察にあたえられた任務であり、関係機関と連携して対応していくのであるが、今回のような大災害が起こると、マンパワーが必要となるので、いかに他府県から受援、応援部隊を受けるかというところで、激甚災害の指定も一定の時間がかかるという中で、都道府県間の緊密な連携で対応しているところである。自衛隊も警察も消防もすべて、困っている人は助けたいという思いで活動しているところである。

- (6) 要支援者名簿は民生委員もいただいている。災害時には、まず自身の身の安全を確保したうえで、名簿に載っている方の安否を確認することになる。
- (7) 人権擁護委員は法務省法務局と一緒に、人権問題全般に関わって、啓発、相談並びに救済の活動を行っている。電話相談、面接相談を常時受け付けており、全てにおける専門家ではないので、まずは話をお聴きして、適切な機関を紹介したり、より専門的なお答えができるところを案内することが職務。重層的な相談体制の窓口の一つとして活動している。
- (8) 法務局での相談事例については、平成 29 年度の相談件数は全体が 5,662 件で、うち障がい者に関わるものは 154 件で、全体の 2.7%であった。そのうち、法務局として調査に至ったケースは 3 件。法務局には強制的な調査権はないが、相手方の話を聞くという行為で一定の啓発の活動ができるものと考えている。